

国民年金保険料(以下「保険料」)を納めていない状態で、死亡や障がいなどの不慮の事態が発生すると、遺族基礎年金や障害基礎年金を受給できない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。令和4年度分(令和4年7月分～令和5年6月分)の保険料の免除・納付猶予の申請は7月1日から受付します。

また、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」)の影響により業務が失われたなどで収入が減少し、令和4年中の所得見込額が保険料免除基準額相当になる方は保険料免除・納付猶予の申請ができます。感染症の影響による申請の場合は簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)の提出が必要です。

### 申請に必要なもの

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書(住民課窓口にあります)
- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)※感染症の影響による申請の方
- ・雇用保険被保険者離職票(離職された方)

### ●日本年金機構からのお知らせ

令和4年5月よりマイナポータルから国民年金手続の電子申請ができるようになりました。

国民年金保険料免除・納付猶予申請、国民年金保険料学生納付特例の申請、国民年金第1号被保険者加入の届出が対象手続になります。詳しくは日本年金機構のホームページで確認してください。

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161 (〒500-8381 岐阜市市橋2-1-15) 住民課 ☎388-1115



## 消防署 災害に備えて

夏になると、台風やゲリラ豪雨などが発生し、洪水や土砂災害をはじめとした深刻な被害が発生する可能性があります。さらに、注意すべき災害はこれだけではなく、日本列島は年中地震の脅威にさらされています。

そこで災害を理解して、対策をとって被害を軽減する「減災」への取り組みをいくつかご紹介します。

### 1. 家庭での防災会議

災害の時には、まず自分の身の安全確保を第一に考え、家族が慌てず落ち着いて行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

また、住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か、避難場所、避難経路の確認などを話し合っ確認しておきましょう。

### 2. 家族との連絡方法の確認

被災地では、連絡手段が限られています。災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板など、家族が離れ離れで被災した時のことを考えてお互いの安否確認の手段を考えておきましょう。

### 3. 非常持ち出し袋の常備

支援物資が届くまでに時間がかかる可能性を考慮し、最低3日間の飲料水や食料品などを備蓄しておきましょう。また、非常持ち出し袋は玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておきましょう。

大地震や豪雨、台風などの自然災害は人間の力で食い止めることは出来ません。しかし、災害による被害は日頃の備えにより減らすことが出来ます。

「自分でできること」「家族でできること」などについて考え、いつ発生するか分からない災害に備えておきましょう。

